

阿見町生活道路整備審査会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が実施する生活道路の整備に係る優先順位について、その客観性及び透明性を確保するために設置する阿見町生活道路整備審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活道路の整備に係る優先順位を確認し、その基準と照らして疑義があると認める場合に意見を述べること。
- (2) 生活道路の整備に係る優先順位に関する基準を確認し、改善すべきであると認める場合に意見を述べること。

(組織)

第3条 審査会の委員は、6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 道路行政に関し識見を有する者
- (2) 行政区の区長を代表する者
- (3) 町議会を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要であると認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、特に期限を付した場合を除き、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 審査会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、産業建設部道路公園課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年10月1日から施行する。

(最初の委員の任期)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に委嘱する委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成28年3月25日告示第78号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成28年3月31日告示第103号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。